平成３０年（フ）第３号
北海道室蘭市高砂町１丁目36番８号　ＪＲ高砂寮
破産者　阿部　真琴
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道斜里郡斜里町文光町５番地２　教員住宅10共４号、前住所北海道旭川市緑町14丁目2892番地の６　廣島実方
破産者　廣島　　晋
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
青森県上北郡野辺地町字石神裏６番地40
破産者　久保田幸子
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
岩手県遠野市松崎町白岩13地割13番地９
破産者　倉岡　　聡
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第８０号
宮城県東松島市あおい２丁目４番地１　市営あおい住宅南403号室、前住所宮城県東松島市大塩字緑ヶ丘４丁目４番地４　グリーンタウンやもと応急仮設住宅　22―７号室
破産者　佐藤　美穂
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
宮城県石巻市須江字しらさぎ台１丁目３番地17、前住所静岡県焼津市東小川８丁目３番地の11　セントポーリア102号室
破産者　阿部　美紀
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
宮城県石巻市貞山３丁目１番６―14号、前住所宮城県東松島市大曲字横沼34番地２
破産者　阿部　大樹
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
茨城県鉾田市滝浜338番地５
破産者　大川　勝良
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４７０号
横浜市神奈川区六角橋６丁目17番22―410号
破産者　飯島　繁樹
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７６号
横浜市泉区弥生台22番地１　シティハイツ弥生台406号
破産者　高梨　　勉
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７７号
横浜市泉区弥生台22番地１　シティハイツ弥生台406号
破産者　高梨みさき
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８０号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目９番地７　鈴木ビル201号、前住所東京都福生市大字福生789番地　第５フラワーハイツ404号室
破産者　設樂　和彦
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９号
川崎市幸区古川町54番地41　第３コア辰巳ビル　203
破産者　菅谷　久子
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
静岡市清水区草薙３丁目22番９号
破産者　黄倉嘉住子
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２７号
静岡県沼津市東間門１丁目２番地の８
破産者　更田　弘二
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
静岡県富士市中之郷132番地の12
破産者　平岡　慶久
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３号
静岡県富士市松岡24番地の14
破産者　松永いづみ
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１８０号
京都市下京区和気町14番地93　サン・グレース４Ｂ、破産手続開始決定時の住所京都市下京区七条通烏丸東入真苧屋町218番地　烏丸マンション406号
破産者　竹下祐史郎
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係